

令和9年度 施設等利用給付認定申請書兼現況届

申請児童一人につき
一枚記入してください。

【認定用】

申請

(宛先)所

こちらに記載した方が無償化に係る請求の申請者となります。

裏面同意

施設等利用給付認定の申請(現況の届出)をします。

申請番号: 1号・2号 ※職員使用欄

フリガナ			所沢市
保護者代表氏名	氏	名	現住所
連絡先(父)		連絡先(母)	連絡先(自宅)
令和9年1月1日現在の住所地		令和9年1月1日現在の住所地	
□所沢市内 □市外		□所沢市内 □市外	
・施設利用開始時の申請は契約上の利用開始日(未定の場合は予定日)を記入。 ・所沢市へ転入後も引き続き同じ施設を利用する場合、住民票の異動日を記入。 ・上記以外は書類の申請日を記入。 ※認定希望日が申請日より前の場合、申請日(收受日)からの認定となります。 ※認定日によっては、無償化の上限金額が日割り計算となります。 ※申請書類に不備があった場合は、認定日が遅れることがあります。		生年月日	クラス年齢
認定希望日(施設等利用開始(予定)日) ※申請日より前希望日にすることはできません		申請時点ですべての施設がある場合(例 転入以前から通っている幼稚園がある)施設名をご記入ください。	
令和 年 月 日		利用(予定)施設名	
課税確認		☐ 非課税に該当 申請児童が0～2歳児クラス(満3歳児含む。)を利用する予定があり、市町村民税非課税世帯に該当する場合は左の□に✓を付けてください(認定希望日が4～8月の場合は令和8年度、9月～3月の場合は令和9年度が対象です。)。	

施設で収受した場合 ⇒ 令和 年 月 日 収受
 施設でお預かりした場合は必ず収受日を記入してください

施設の収受日が未記入の場合は、保育幼稚園課に申請書が到達した日から認定開始になります。(不備の場合除く)

- 無償化に係る申請は、認定希望日(施設等利用開始日)までに行って頂くことを原則としています。
 □施設等を利用開始後に無償化申請を行う場合は、申請日が(無償化)認定開始日となり遡りはいりません。
 □提出書類に不備があった場合は、修正が確認できた日から認定開始になりますのでご注意ください。

申請児童と同居している家族構成(父母に関しては別居中の人も含め記入してください。)

続柄	氏名	個人番号 (マイナンバー 12桁)	生年月日	職業 児童は学校名・園名等	障害・療育 手帳
保護者(父)		□離婚	年 月 日		□あり
保護者(母)		□離婚	年 月 日		□あり
本人		□本人確認 □番号確認	年 月 日		□あり
()			年 月 日		□あり
()	同居家族で記入欄に入りきらない場合は、余白に記入してください。				□あり
()			年 月 日		□あり

保育の必要性 (いずれかに✓を付けてください。)	□ なし (1号認定)	なしの場合、申請書の記入は以上です。 またはサービスを利用しない、預かり保育事業は利用
	□ あり (2・3号認定)	ありの場合、裏面の保育の必要性に該当(父母一定以上の共働き等)しており、かつ裏面の必要書類を父母それぞれ添付することが必要です。 ありの場合、以降の項目も記入してください。
☒ ありの場合 保育を必要とする事由		
保護者(父)	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待 ☐ DV ☐ 育児休業 ☐ その他	
保護者(母)	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待 ☐ DV ☐ 育児休業 ☐ その他	
()	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待 ☐ DV ☐ 育児休業 ☐ その他	

必ず裏面も確認してください。

【申請に当たって同意していただく事項】

- 1、 認定の審査及び生計を一にする家族の市町村民税課税状況等の確認に当たって、提出された資料の作成元又は官公署に対し、必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2、 申請書等の内容は、給付、認定、支給その他施設における費用の徴収に関する情報として、施設又は事業者を提供することがあります。
- 3、 施設等利用費は、保護者に代わり、利用する施設又は事業者が受領する場合があります。
- 4、 認定事務が集中し審査等に日時を要する場合や、申請書が認定希望日以降に市に到達した場合は、申請日にかかわらず、審査結果のお知らせが認定希望日以降となる場合があります。
- 5、 申請内容に変更があった場合は、速やかに内容の変更を市に申請する必要があります。
- 6、 申請内容が事実と異なる場合は、認定を取り消すことがあります。
- 7、 保護者が育児休業中の場合は、「保育の必要性なし(1号)」又は「就労」「育児休業」事由以外の事由で「保育の必要性あり(2号又は3号)」として認定の申請ができます。ただし、育児休業から復職する場合は、「就労」事由で認定の申請ができます(下記12参照)。
- 8、 この申請は利用料の無償化に係る申請です。別途、施設等へ利用の申込みが必要です。
- 9、 2号又は3号で認定中の保護者の保育の必要性が確認できない場合、又は保育の必要性がなくなった場合は、認定を取り消す又は1号に認定を変更する場合があります。また、3号で認定中の保護者の市町村民税が非課税であることを確認できない場合は、認定を取り消す又は1号に認定を変更する場合があります。
- 10、 認定希望日現在で、企業主導型保育事業の利用がある場合は、企業主導型保育事業の利用終了まで認定できません。
- 11、 在園している施設が市内・市外にかかわらず、2号又は3号認定の申請を行う場合は、下記の所沢市の保育の必要性の認定事由ごとの必要条件を必ず満たす必要があります。
- 12、 育児休業中の方が2号又は3号認定の申請を行う場合は、復職日が認定開始日になりますので、復職後に復職証明書又は復職日を明記した就労証明書のご提出が必須になります。

【保育の必要性(認定事由の種類・条件と必要書類)】 離婚等で別居中の場合※1

認定事由 (いずれか一つ選択)	必要条件	必要書類 (様式は利用施設、市ホームページ、保育幼稚園課で配布)
就労 (就労証明書裏面の記入上の注意参照)	1日実働4時間以上かつ月16日以上 (月実働64時間以上)の勤務をしていること	「④就労証明書」 ※自営業・法人代表・ダブルワークの場合は追加書類が必要 なため、就労証明書裏面を確認してください。
妊娠・出産 (産後2か月末までの認定)	出産(予定)日の前1か月から出産後2か月の間であること	母子手帳の出産予定日記載ページの写し ＋ 母の名前記載ページの写し
保護者の疾病・障害	障害・精神保健福祉・療育手帳のいずれかの取得、又は診断書で保育が必要であることが確認できること	障害・精神保健福祉・療育手帳の写し又は「⑥保育幼稚園課指定の診断書」、もしくは内容から保育が必要であることが明らかであれば指定外の診断書でも可
同居親族等の介護・看護	介護・看護に週16時間以上かつ月16日以上 (月64時間以上)従事していること	【介護・看護対象の診断書 又は 障害・精神福祉・療育手帳・介護保険証の写し】 ＋ 介護・看護のスケジュール表
災害	地震、風水害、火災等の災害を被り、復旧にあっていること	罹災証明書 又は 罹災届出証明書
求職活動 (3ヶ月以内の労働が必要)	求職活動を行っていること	「⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書」
就学 (学校教育法に準じる施設を含む)	学校、専修学校、各種学校又は職業訓練校等で週16時間以上かつ月16日以上 (月64時間以上)就学すること	【在学証明書 又は 合格通知 又は ハローワークでの職業訓練の場合は各種通知】 ＋ 時間割等のスケジュール表
虐待・DV	虐待やDVを受けている(おそれがある)こと	公的機関等からの書類 (所沢児童相談所・配偶者暴力相談支援センター・裁判所・所沢市こども家庭センターからの文書)
育児休業 (幼稚園・認定こども園・認可外保育施設在園児のみ選択できる事由)	産前休業以前より就労の認定(事由)に該当しながら同一の施設等を継続利用しており、下の子の育児休業中も継続して保育施設等を利用することが必要とされる事由に該当すること	産前休業以前より就労事由の条件以上の勤務をしていることがわかる「④就労証明書」＋ 産前休業以前より継続して同一の施設等を在園(利用)していたことが分かる「在園(利用)証明書」＋ 「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」
その他	上記に類する状態にあり、市長が認めた場合	

※1 ひとり親の場合、戸籍謄本・児童扶養手当の認定状況・ひとり親家庭等医療費助成制度の受給状況のいずれかによりひとり親であることを確認させていただきます。また、ひとり親ではないが保護者の一方が離婚を前提とした別居中等で上表の必要書類が出せない場合は、「⑦離婚を前提とした別居中等の誓約書」を参照のうえ別途確認書類を提出してください。